

「小規模特別養護老人ホーム（ショートステイ）さくら橋」重要事項説明書

指定介護予防短期入所生活介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2470702065号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 慈徳会
- (2) 法人所在地 三重県北牟婁郡紀北町上里堂の谷 227 番地 1
- (3) 電話番号 0597-33-1500
- (4) 代表者氏名 理事長 小倉 博之 (おぐら ひろゆき)
- (5) 設立年月 平成17年11月30日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成23年7月1日指定
三重県指定 第2470702065号
※当施設は小規模特別養護老人ホームさくら橋に併設されています。
- (2) 施設の目的 利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 小規模特別養護老人ホーム さくら橋
- (4) 所在地 三重県松阪市飯南町粥見字工津 1693-1
- (5) 電話番号 0598-32-5115 / Fax 0598-32-5116
- (6) 施設長(管理者)氏名 川端 和弥 (かわばた かずや)
- (7) 当施設の運営方針

理念

多彩な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する。

- (8) 開設年月 平成23年7月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	毎日7:30~18:30(家族送迎時受け入れ時間)

- (10) 利用定員 8人(指定短期入所生活介護事業を含む)

- (11) 通常の事業実施地域

対象地域：松阪市・多気町

(12) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋です。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

(※ 小規模特別養護老人ホーム(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の一部を使用するものとして、以下の居室設備は小規模特別養護老人ホーム(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)の居室設備も含まれます)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	37室	
静養室	1室	
合計	38室	
食堂	4室	
機能訓練フロア	1フロア	
浴室	3室	特殊浴槽・一般浴
その他		

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。(滞在費を除く)

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(小規模特別養護老人ホーム併設の為、兼務職員とする)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	さくら橋配置職員数
管理者	1(ショート・デイ管理者兼務)
医師	1(嘱託)
生活相談員	1(介護支援専門員兼務)
介護職員	2.7以上(常勤換算)
看護職員	2(内1名看護師)
機能訓練指導員	1(パート看護職員兼務)
管理栄養士	1(管理栄養士)
介護支援専門員	1(生活相談員兼務)

<主な職種の勤務体制>

(小規模特別養護老人ホーム職員を兼務します)

職種	勤務体制
1. 管理者 ショート・デイの管理者兼務	日 中： 8：30～17：30
2. 医師(非常勤)	水曜・金曜 週2回 午後1時間程度
3. 生活相談員 (介護支援専門員兼務)	日 中： 8：30～17：30
4. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 朝： 7：00～16：00 1名 日 中： 8：30～17：30 1名 日中遅： 10：00～19：00 1名 夜 間： 16：00～翌朝9：00 2名 ※2ユニット1名で特養含む ※その日の勤務により人員配置変更有り
5. 機能訓練指導員 (パート看護職員)	日 中： 8：30～17：30
6. 看護職員	日 中： 8：30～17：30
7. 管理栄養士	日 中： 8：30～17：30
8. 介護支援専門員 (相談員兼務)	日 中： 8：30～17：30

☆ 土日祝日、暦上の連休、盆・年末年始や入浴業務などの関連で上記と異なる職員配置となる場合があります。

(平成27年4月1日現在)

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

※ご利用者によっては、8割給付の対象者も見えます。介護負担割合証をご確認ください。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。(1週間あたり)
ただし、暦上休みが続く場合(盆・年末年始を含む)この限りではありません。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※令和3年4月1日より

1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援 1 5,230 円	要支援 2 6,490 円
2. サービス利用に係る自己負担額（1割負担の場合）	523 円	649 円

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護予防短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
（注：ただし、介護予防短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなります。）

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（介護報酬公告上に定める額）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 送迎サービス（送迎加算：利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）
送迎加算 介護報酬告示上額の1割 184 円
2割負担者の場合 368 円

☆ サービス提供体制強化加算Ⅱ
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。
18 円/日

☆ 療養食加算
医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合は、加算されます。
23 円/日

療養食は以下の通りです。

糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・脾臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 滞在費

- ・平成18年4月1日より介護保険法改正に基づき、滞在費を自己負担していただく事となります。

費用内訳は以下の通り

- ・滞在費はユニット型個室となります。

基準費用額・・・・・・・・2,006円/日

負担限度額に応じて

第1段階・・・・・・・・820円/日

第2段階・・・・・・・・820円/日

第3段階・・・・・・・・1,310円/日

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:30～

昼食：12:00～

おやつ：15:00～

夕食：17:30～

※平成24年10月1日より

1日の食費	1,445円（基準費用額）
-------	---------------

朝食（280円）・昼食（640円）・夕食（525円）とします。

※提供時間の2時間前までにキャンセルの申し出がない場合は、徴収します。

負担限度額に応じて

第1段階・・・・・・・・300円/日

第2段階・・・・・・・・600円/日

第3段階①・・・・・・・・1,000円/日

第3段階②・・・・・・・・1,300円/日

② 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 理髪・美容

[理美容サービス]

月に1回（基本的に、第2月曜日9:00～10:00の間のみ）、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）があります。ご利用期間中に出張サービスが来園した際にはご希望に応じさせていただきます。

利用料金：1回あたり1,700円管理費含む（顔剃りは別途500円）

※ 利用月20日（基本的に）までに利用のされる方は、上記利用料金をお渡しいただき申し込んでください。

④ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○ 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○ 利用料金：1か月当たり 1,000円（手数料及び保険料の実費程度）

⑤ 小口お小遣い管理

ご契約者の希望により、『小口お小遣い管理サービス』をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：現金で壹万円～五万円程度（家族希望額）までとする。
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - 本人及び家族の連絡により保管管理者が連絡内容に従い、小口お小遣いから預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、再度入金していただく時、出入金記録を見ていただき、領収書をご契約者にお渡しします。
- 利用料金：無料

⑥ クリエイション、クラブ 活動

ご契約者の希望によりクリエイションやクラブ 活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代など実費をいただきます。

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑨ コンセント使用について

居室及び施設内のコンセント使用について、個人的な使用は別途料金を頂きます。

利用料は以下のとおり、

1コンセント・・・・・・・・・・500円/1ヶ月（管理費含む）

(3) 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

※全額自己負担となります。

小規模特別養護老人ホーム さくら橋

【介護予防短期入所生活介護】

令和3年8月1日より

【サービスご利用料金(1日あたり)】

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付費を除いた金額負担額と食事及び居住費、その他加算(送迎加算のみ)に係る標準自己負担額の合計金額をお支払下さい。

社会福祉法人 慈徳会

小規模特別養護老人ホーム さくら橋

【介護予防短期入所生活介護】

【サービスご利用料金(1日あたり)】

令和3年8月1日

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料から介護保険給付費を除いた金額(自己負担額)と食事及び居住費、その他加算に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

利用者負担第1段階		
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援1 5,230 円	要支援2 6,490 円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	541 円	667 円
4. 食事提供費	被保険第1段階 300 円	
5. 滞在費	被保険第1段階 820 円	
6. 上記負担額合計(3+4+5)	1,661 円	1,787 円

利用者負担第2段階		
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援1 5,230 円	要支援2 6,490 円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	541 円	667 円
4. 食事提供費	被保険第2段階 600 円	
5. 滞在費	被保険第2段階 820 円	
6. 上記負担額合計(3+4+5)	1,961 円	2,087 円

利用者負担第3段階		
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援1 5,230 円	要支援2 6,490 円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	541 円	667 円
4. 食事提供費	被保険第3段階 1,000 円	
5. 滞在費	被保険第3段階 1,310 円	
6. 上記負担額合計(3+4+5)	2,851 円	2,977 円

利用者負担第3段階		
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援1 5,230 円	要支援2 6,490 円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	541 円	667 円
4. 食事提供費	被保険第3段階 1,300 円	
5. 滞在費	被保険第3段階 1,310 円	
6. 上記負担額合計(3+4+5)	3,151 円	3,277 円

利用者負担第4段階		
1. ご契約者の要介護とサービス利用金額	要支援1 5,230 円	要支援2 6,490 円
2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	180 円
3. サービス利用に係る自己負担額	541 円	667 円
4. 食事提供費	被保険第4段階 1,445 円	
5. 滞在費	被保険第4段階 2,006 円	
6. 上記負担額合計(3+4+5)	3,992 円	4,118 円

※ 介護職員処遇改善加算

上記サービス利用に係る自己負担額(4)に日数を乗じて、合計に介護職員処遇改善加算(0.083)と介護職員等特定処遇換算(0.027)を乗じてください。その合計と食事提供費(日数を乗じた計)及び居住費(日数を乗じた計)を足した総合計(1ヶ月)が自己負担額となります。

※ その他加算として(対象となる方や基準配置できた場合に算定)

- ・送迎が必要な方で送迎を利用された場合、1回につき184円(基本送迎区域)が必要です。
- ・療養食の必要な方は、1回につき8円が加算されます。
- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ)1日につき3円が加算されます

※ 介護職員処遇改善加算

上記サービス利用に係る自己負担額(3)に日数を乗じて、合計に介護職員処遇改善加算(0.083)を乗じて下さい。その合計と食事提供費(日数を乗じた計)及び居住費(日数を乗じた計)を足した総合計(1ヶ月)が自己負担額となります。

10/1より介護職員等特定処遇改善加算(I)もおなじく自己負担額(4)に日数を乗じて、合計に(0.027)を乗じてください。

※ 上記料金表の自己負担額合計を日数分換算していただき、送迎を利用される場合はお迎えで184円送りで184円を換算してください。※1割負担者の場合
2割負担者の場合は、お迎えで368円、送りで368円となります。

※ 療養食加算

医師の指示による食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合は、加算されます。

療養食は以下の通りです。

糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は月額請求の基本料金を除き、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

また、お振り込みされた金融機関の振込み明細書をもって領収書に代えます。また、領収書発行を希望される方には利用者及び連帯保証人が指定する送付先に対して、次月請求書に同封して領収書を送付します。

利用料金の請求書は、毎月10日前後に郵送します。利用料金は毎月27日に予めご指定された金融機関から自動振替させていただきます。

利用料の支払いは『三菱UFJニコス口座振替集金代行サービス』利用のみです。

- ・ ご利用者が指定する金融機関※本支店口座(一部のJF/漁協、信用組合除く)からの自動引き落としとなります。

名義は『ご利用者名』でも『ご家族名』でもかまいません

(収納代行 三菱UFJニコス株式会社)

※三菱UFJニコス口座振替集金代行サービス利用可能な口座を開設されていない方は開設をお願いします)

※ 金融機関

- ・ 都市銀行(三菱東京UFJ、三井住友、みずほ、りそな、埼玉りそな)
- ・ 信託銀行(三菱UFJ信託、住友信託、中央三井信託、みずほ信託、りそな信託)
- ・ 地方銀行全行(百五、第三、三重、中京など)
- ・ 信用金庫全庫(桑名三重、津、北伊勢上野など)
- ・ 農業協同組合全組合(松阪、津、伊勢、鈴鹿農協など)
- ・ 労働金庫全庫(東海、静岡県、近畿、北陸など)
- ・ ゆうちょ銀行(郵便局)

一部の信用組合、農協、漁協、インターネット銀行は不可

口座振替の手続き完了までは下記口座へのお振り込みください。

- ・ 桑名三重信用金庫 飯南(イナ)支店 【普通】1043188

《名義》 シカイクシツソツトカイ ショウキョク トクハ ツヨク ロウジ シホムサクラバシ
社会福祉法人慈徳会 小規模特別養護老人ホームさくら橋
リョウブカウ ヒロキ
理事長 小倉 博之

※振り込み手数料はご利用者様の負担となります。

※利用料支払いについては、契約者（利用者）の身元息受け（家族等）が責任を持って、支払っていただくことで了承いたします。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. プライバシーの保護（第11条）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の管理の下、保管し、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、利用者のための短期入所生活介護サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や、介護支援専門員と主治医、その他サービス事業者・保険者との連携調整等において必要な場合にのみ使用します。

上記個人情報使用にあたり、同意書を作成し記名・押印をいただき使用するものといたします。

※当施設では、「ご利用者様の個人情報」について適切に保護し、管理することに努めますが、下記の事項に関して、ご承諾をお願いします。

◎入所案内（電話での入所問い合わせも含む）

◎居室前のご利用者様の名札の掲示

上記の事について、ご不都合のあられご利用者様は、事務所（特養側）までご連絡下さい。

6. 身体拘束について

当施設では原則的に身体拘束は行いません。しかし、本人・家族等の希望、または緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載し同意していただきます。その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努めます。

7. サービス提供における事故発生時の対応

（１） サービスの提供を行っている際に、利用者の病変及び事故が生じた場合必要な措置を講じると共に以下の対応を行います。

- ① 契約時教えて頂く身元引き受けないし緊急連絡先及び担当ケアマネージャーへ電話等により連絡する。
- ② 主治医への連絡及び指示を家族へ依頼する場合があります。
- ③ 急を要する場合は事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合があります。
- ④ 必要に応じて県及び市町村への連絡する。

（２） 当施設における再発防止策

- ① 事故報告書に基づき、再発防止の為に委員会設置を行い調査検討し、防止策の作成を行う。
- ② 担当者会議に提出し、再発防止に努める。

8.苦情の受付について（契約書第21条1）当施設における苦情の受付

（1）当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 平末 治代

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～5：30

（2）苦情処理の方法

① 苦情の受け付け

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。（内容、希望、第三者委員会への報告の要否、第三者委員の話し合いへの立会い要否など）

② 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。

③ 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は職員代表による苦情解決委員会を別に組織し、十分検討のうえ、苦情申し出人との話し合いによる解決に努めます。

（3）当施設の第三者委員

大阪弁護士会 弁護士 矢吹 保博 氏

速水林業 代表 速水 亨 氏

（4）行政機関その他苦情受付機関

松阪市役所健康ほけん部 介護保険課 介護保険指導監査室	所在地 松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4190
松阪市役所 高齢者福祉課 高齢者サービス係り	所在地 松阪市殿町1340-1 電話番号 0598-53-4069
国民健康保険団体連合会 苦情処理専用電話	所在地 津市桜橋2丁目96 電話番号 059-222-4165

重要事項説明同意書

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）さくら橋

説明者職名 氏名 生活相談員 平末 治代 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解するとともにこれに同意し、本書に定めるところに従い、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 氏名

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨・一部木造
- (2) 建物の延べ床面積 延 1996.29 m²
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[地域密着介護老人福祉施設入所者生活介護]平成 23 年 7 月 1 日指定 松阪市 2490700156 号
定員 29 名
[短期入所生活介護]平成 23 年 7 月 1 日指定 三重県 2470702065 号 定員 8 名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
常勤換算2名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。（管理者兼務）

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
内科・外科・麻酔科非常勤医師 1名を配置しています。

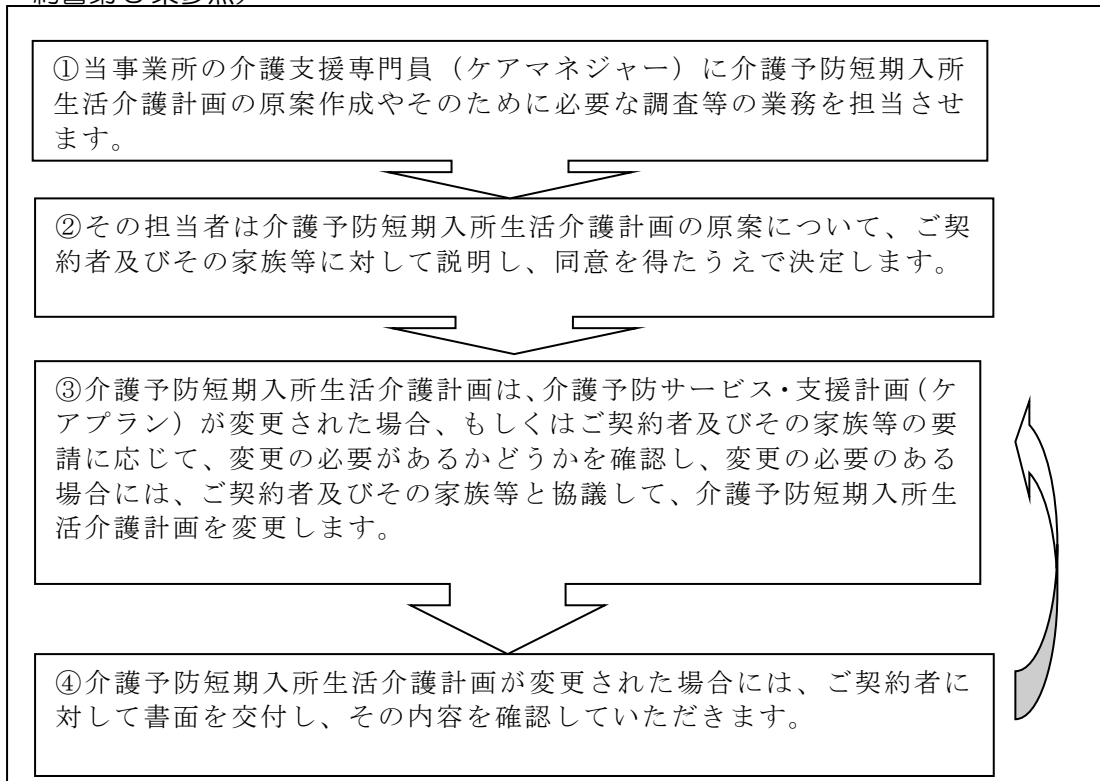
その他の医療科目… 必要に応じて、眼科・泌尿器・皮膚科の往診も受けられます

管理栄養士…ご契約者に対して、嗜好に考慮した食事の提供を行ないます。

機能訓練指導員…看護師がご契約者の機能の減退を防止する訓練を実施する。

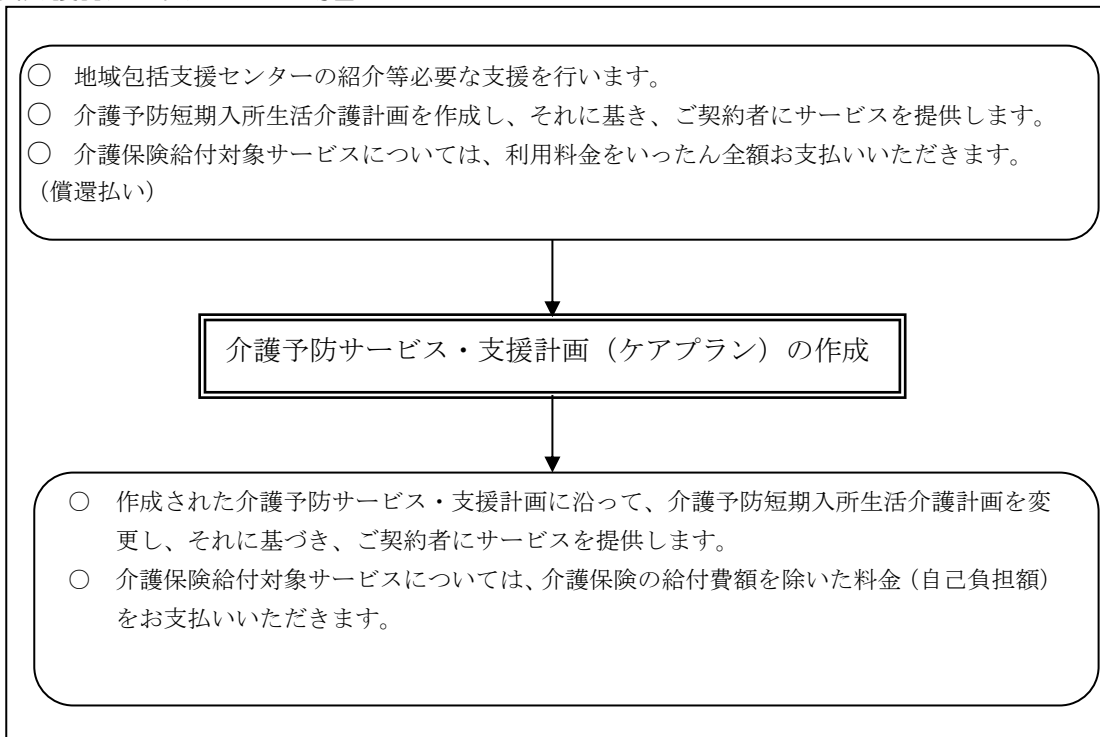
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

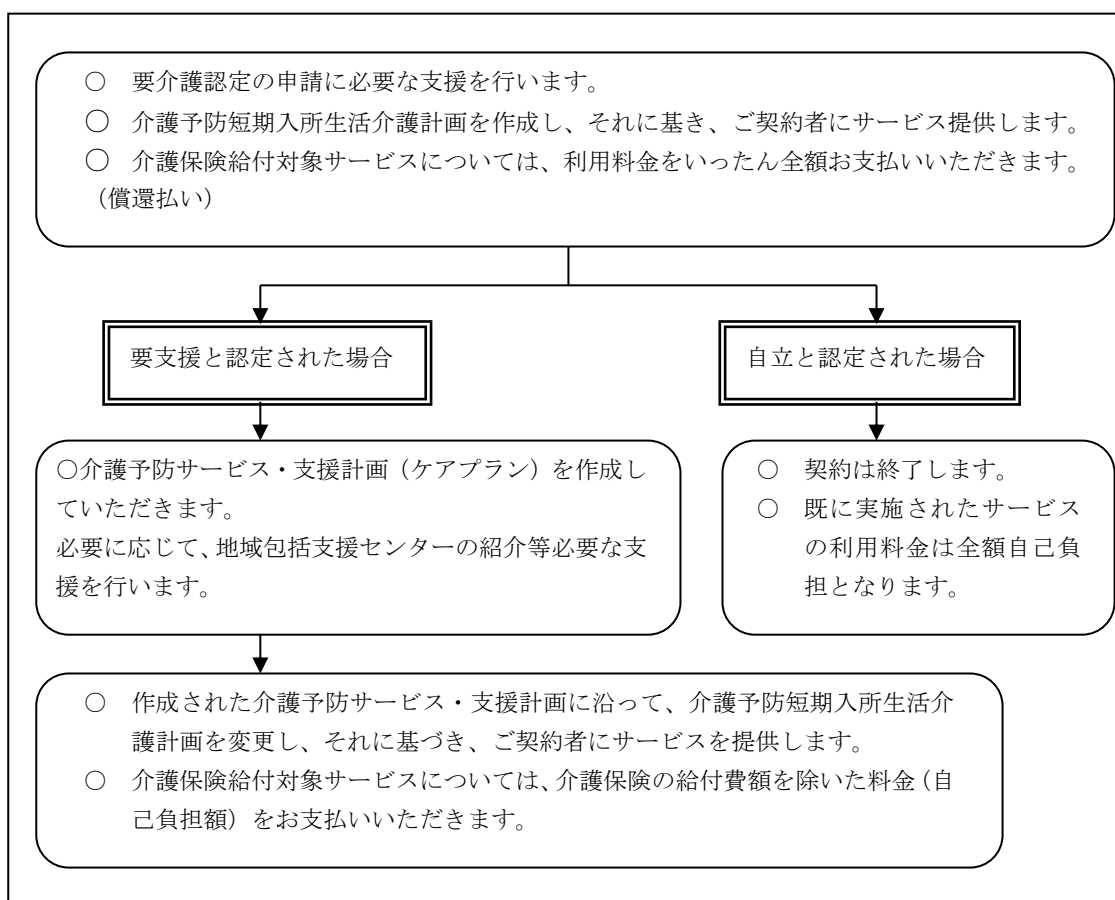


- (2) ご契約者に係る「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



③ 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
家具、仏壇、大型家電製品等大きなもの。また危険物と施設が判断するもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いしていただきます。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙について

施設内はご利用者ならびに職員の健康保持のため、禁煙とさせていただきます。

(4) 面会

面会時間 8：30～17：30（17：30以降は施設していますので、インターホンを押してください。）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。また、来訪者全員のお名前を面会簿に記入してください。

※なお、来訪される場合、お酒の持ち込みや生もの・お餅などはご遠慮ください。また、持ち込まれた場合には職員へ連絡してください。（食事をチェックしているため）

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	(医) 昭仁会 青木医院
所在地	飯南郡飯南町横野
診療科	内科、外科、小児科、麻酔科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	ヨシダデンタルオフィス
所在地	松阪市中町

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

※損害賠償について

当事業所が契約している、東京海上日動火災株式会社による算定した金額を上限とします。

7. その他について

当施設は、成年後見制度を利用しての入所を受けております。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの相談や紹介をいたします。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の〇日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが〇か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。